



年企発0316第1号
平成23年3月16日

地方厚生(支)局保険年金(年金)課長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震に係る厚生年金基金及び国民年金基金の
事務処理に関する指導等について

東北地方太平洋沖地震に係る被災被保険者を加入員等とする厚生年金基金(以下「厚年基金」という。)及び国民年金基金(以下「国年基金」という。)の事務処理に関しては、次の事項に留意し、貴管下の基金の指導等に特段の御配慮を賜りたい。

第1 厚年基金関係

(1) 年金給付関係について

① 現況届について

被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県をいう。①において同じ。)に住所を有する受給権者のうち、期限までに現況届の提出が困難である場合については、現況届の提出期限を延長するよう指導されたいこと。

なお、被災地域については、今後、被災の状況を踏まえ見直しをすることとし、具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

② 支払通知書等の再交付について

被災のため、支払通知書等を亡失等により受給権者が再交付申請をしてきたときは、速やかに再交付するよう指導されたいこと。

(2) 掛金等の取扱いについて

① 掛金等の納付期限の延長について

掛金等の納付期限の延長の対象となる地域及び延長後の納付期限は厚年基金の公示により定めることとなるが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

② 掛金等の納付猶予について

被災した厚年基金の設立事業所等(以下「被災事業所」という。)については、納

付期限の延長の取扱いが終了した後も引き続き掛金の納付が困難な場合は、平成23年2月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることとするが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

③ その他

掛金等の納付猶予を行う場合には、口座振替を実施している被災事業所については、口座振替を実施せず自主納付の取扱いとするよう指導されたいこと。

第2 国年基金関係

(1) 掛金等の取扱いについて

① 掛金等の納付期限の延長について

掛金等の納付期限の延長の対象となる地域及び延長後の納付期限は国年基金の公示により定めることとなるが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

② 掛金等の納付猶予について

被災した加入員については、納付期限の延長の取扱いが終了した後も引き続き掛金の納付が困難な場合は、平成23年2月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることとするが、その場合の具体的な取扱いについては当職からおって連絡するものであること。

(2) 再加入員の取扱いについて

① 被災した加入員であった者であって、災害に伴う国民年金保険料の免除等を受けた者が、国民年金保険料の免除等が終了した月の翌月1日から1年以内に再加入の申出を行った場合については、国年基金の掛金等は従前の額として取り扱うことができるよう所要の措置を講ずるよう指導されたいこと。

② ①により再加入の申出があった場合は国民年金保険料免除申請承認通知書等により、国民年金保険料の免除等の対象者であることを確認するよう指導されたいこと。

第3 その他

(1) 周知について

厚年基金及び国年基金が、今般の取扱いについて加入員等に十分周知するよう指導されたいこと。

(2) 地震災害に対する協力依頼関係について

被災者の収容等が可能な保養施設等を保有している厚年基金に対し、被災者救済のための協力をお願いされたいこと。